

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則第五十九号（抄）

第二（特定事業を営む者）
出資株式の募集、増資、合併、分割、新株発行、剰余金の分配、その他資本の業務の執行その他の事項に関し、法律第二十八号（法律第二十八号）に規定する事項については、法律第二十号（法律第二十号）及び法律第十九号（法律第十九号）の規定は適用しない。
出資株式の募集、増資、合併、分割、新株発行、剰余金の分配、その他資本の業務の執行その他の事項に関し、法律第二十号（法律第二十号）及び法律第十九号（法律第十九号）の規定は適用しない。

別記「第一条・第一百十九条」
（略）
（略）
（略）

第十（会社）
資本金の額、出資総額の計算、株主の総会の開催、取締役の選任及び報酬、監事の選任及び報酬、その他資本の業務の執行その他の事項に関し、法律第二十号（法律第二十号）及び法律第十九号（法律第十九号）の規定は適用しない。
資本金の額、出資総額の計算、株主の総会の開催、取締役の選任及び報酬、監事の選任及び報酬、その他資本の業務の執行その他の事項に関し、法律第二十号（法律第二十号）及び法律第十九号（法律第十九号）の規定は適用しない。

外航船舶建造融資利子補給臨時措置法（昭和二十八年法律第一号）

5
 の子るこ号
 関会会この
 連社社イ
 会及へ告か
 社び以示ら
 で関下にホ
 あ連「おま
 る会財いで
 場社務てに
 合並諸「掲
 にび表開げ
 おに作係る
 け財成会い
 る務会社ず
 当諸社「れ
 該表「とか
 の成い「要
 会会う財に
 社社「諸該
 等が「の表
 を他の表当
 う会会作
 社社成場
 等「す合

第三 原則及び二
 省略するだし、
 一 有価証券の
 二 有価証券の
 三 有価証券の
 四 有価証券の
 五 有価証券の
 六 有価証券の
 七 有価証券の
 八 有価証券の
 九 有価証券の
 十 有価証券の
 十一 有価証券の
 十二 有価証券の
 十三 有価証券の
 十四 有価証券の
 十五 有価証券の
 十六 有価証券の
 十七 有価証券の
 十八 有価証券の
 十九 有価証券の
 二十 有価証券の
 二十一 有価証券の
 二十二 有価証券の
 二十三 有価証券の
 二十四 有価証券の
 二十五 有価証券の
 二十六 有価証券の
 二十七 有価証券の
 二十八 有価証券の
 二十九 有価証券の
 三十 有価証券の
 三十一 有価証券の
 三十二 有価証券の
 三十三 有価証券の
 三十四 有価証券の
 三十五 有価証券の
 三十六 有価証券の
 三十七 有価証券の
 三十八 有価証券の
 三十九 有価証券の
 四十 有価証券の
 四十一 有価証券の
 四十二 有価証券の
 四十三 有価証券の
 四十四 有価証券の
 四十五 有価証券の
 四十六 有価証券の
 四十七 有価証券の
 四十八 有価証券の
 四十九 有価証券の
 五十 有価証券の
 五十一 有価証券の
 五十二 有価証券の
 五十三 有価証券の
 五十四 有価証券の
 五十五 有価証券の
 五十六 有価証券の
 五十七 有価証券の
 五十八 有価証券の
 五十九 有価証券の
 六十 有価証券の
 六十一 有価証券の
 六十二 有価証券の
 六十三 有価証券の
 六十四 有価証券の
 六十五 有価証券の
 六十六 有価証券の
 六十七 有価証券の
 六十八 有価証券の
 六十九 有価証券の
 七十 有価証券の
 七十一 有価証券の
 七十二 有価証券の
 七十三 有価証券の
 七十四 有価証券の
 七十五 有価証券の
 七十六 有価証券の
 七十七 有価証券の
 七十八 有価証券の
 七十九 有価証券の
 八十 有価証券の
 八十一 有価証券の
 八十二 有価証券の
 八十三 有価証券の
 八十四 有価証券の
 八十五 有価証券の
 八十六 有価証券の
 八十七 有価証券の
 八十八 有価証券の
 八十九 有価証券の
 九十 有価証券の
 九十一 有価証券の
 九十二 有価証券の
 九十三 有価証券の
 九十四 有価証券の
 九十五 有価証券の
 九十六 有価証券の
 九十七 有価証券の
 九十八 有価証券の
 九十九 有価証券の
 一百 有価証券の

第一 前三
 一 前三
 二 前三
 三 前三
 四 前三
 五 前三
 六 前三
 七 前三
 八 前三
 九 前三
 十 前三
 十一 前三
 十二 前三
 十三 前三
 十四 前三
 十五 前三
 十六 前三
 十七 前三
 十八 前三
 十九 前三
 二十 前三
 二十一 前三
 二十二 前三
 二十三 前三
 二十四 前三
 二十五 前三
 二十六 前三
 二十七 前三
 二十八 前三
 二十九 前三
 三十 前三
 三十一 前三
 三十二 前三
 三十三 前三
 三十四 前三
 三十五 前三
 三十六 前三
 三十七 前三
 三十八 前三
 三十九 前三
 四十 前三
 四十一 前三
 四十二 前三
 四十三 前三
 四十四 前三
 四十五 前三
 四十六 前三
 四十七 前三
 四十八 前三
 四十九 前三
 五十 前三
 五十一 前三
 五十二 前三
 五十三 前三
 五十四 前三
 五十五 前三
 五十六 前三
 五十七 前三
 五十八 前三
 五十九 前三
 六十 前三
 六十一 前三
 六十二 前三
 六十三 前三
 六十四 前三
 六十五 前三
 六十六 前三
 六十七 前三
 六十八 前三
 六十九 前三
 七十 前三
 七十一 前三
 七十二 前三
 七十三 前三
 七十四 前三
 七十五 前三
 七十六 前三
 七十七 前三
 七十八 前三
 七十九 前三
 八十 前三
 八十一 前三
 八十二 前三
 八十三 前三
 八十四 前三
 八十五 前三
 八十六 前三
 八十七 前三
 八十八 前三
 八十九 前三
 九十 前三
 九十一 前三
 九十二 前三
 九十三 前三
 九十四 前三
 九十五 前三
 九十六 前三
 九十七 前三
 九十八 前三
 九十九 前三
 一百 前三

2
 がと
 関係がある事項については、これと併せて記載すること
 載る。この場合、規定によつて特記の項目と付する関係ある注記を付すこと
 する。この場合、規定によつて特記の項目と付する関係ある注記を付すこと

第四 第二章
 一 海運業の収益
 二 海運業の収益
 三 海運業の収益
 四 海運業の収益
 五 海運業の収益
 六 海運業の収益
 七 海運業の収益
 八 海運業の収益
 九 海運業の収益
 十 海運業の収益
 十一 海運業の収益
 十二 海運業の収益
 十三 海運業の収益
 十四 海運業の収益
 十五 海運業の収益
 十六 海運業の収益
 十七 海運業の収益
 十八 海運業の収益
 十九 海運業の収益
 二十 海運業の収益
 二十一 海運業の収益
 二十二 海運業の収益
 二十三 海運業の収益
 二十四 海運業の収益
 二十五 海運業の収益
 二十六 海運業の収益
 二十七 海運業の収益
 二十八 海運業の収益
 二十九 海運業の収益
 三十 海運業の収益
 三十一 海運業の収益
 三十二 海運業の収益
 三十三 海運業の収益
 三十四 海運業の収益
 三十五 海運業の収益
 三十六 海運業の収益
 三十七 海運業の収益
 三十八 海運業の収益
 三十九 海運業の収益
 四十 海運業の収益
 四十一 海運業の収益
 四十二 海運業の収益
 四十三 海運業の収益
 四十四 海運業の収益
 四十五 海運業の収益
 四十六 海運業の収益
 四十七 海運業の収益
 四十八 海運業の収益
 四十九 海運業の収益
 五十 海運業の収益
 五十一 海運業の収益
 五十二 海運業の収益
 五十三 海運業の収益
 五十四 海運業の収益
 五十五 海運業の収益
 五十六 海運業の収益
 五十七 海運業の収益
 五十八 海運業の収益
 五十九 海運業の収益
 六十 海運業の収益
 六十一 海運業の収益
 六十二 海運業の収益
 六十三 海運業の収益
 六十四 海運業の収益
 六十五 海運業の収益
 六十六 海運業の収益
 六十七 海運業の収益
 六十八 海運業の収益
 六十九 海運業の収益
 七十 海運業の収益
 七十一 海運業の収益
 七十二 海運業の収益
 七十三 海運業の収益
 七十四 海運業の収益
 七十五 海運業の収益
 七十六 海運業の収益
 七十七 海運業の収益
 七十八 海運業の収益
 七十九 海運業の収益
 八十 海運業の収益
 八十一 海運業の収益
 八十二 海運業の収益
 八十三 海運業の収益
 八十四 海運業の収益
 八十五 海運業の収益
 八十六 海運業の収益
 八十七 海運業の収益
 八十八 海運業の収益
 八十九 海運業の収益
 九十 海運業の収益
 九十一 海運業の収益
 九十二 海運業の収益
 九十三 海運業の収益
 九十四 海運業の収益
 九十五 海運業の収益
 九十六 海運業の収益
 九十七 海運業の収益
 九十八 海運業の収益
 九十九 海運業の収益
 一百 海運業の収益

第五 科載の
 一 科載の
 二 科載の
 三 科載の
 四 科載の
 五 科載の
 六 科載の
 七 科載の
 八 科載の
 九 科載の
 十 科載の
 十一 科載の
 十二 科載の
 十三 科載の
 十四 科載の
 十五 科載の
 十六 科載の
 十七 科載の
 十八 科載の
 十九 科載の
 二十 科載の
 二十一 科載の
 二十二 科載の
 二十三 科載の
 二十四 科載の
 二十五 科載の
 二十六 科載の
 二十七 科載の
 二十八 科載の
 二十九 科載の
 三十 科載の
 三十一 科載の
 三十二 科載の
 三十三 科載の
 三十四 科載の
 三十五 科載の
 三十六 科載の
 三十七 科載の
 三十八 科載の
 三十九 科載の
 四十 科載の
 四十一 科載の
 四十二 科載の
 四十三 科載の
 四十四 科載の
 四十五 科載の
 四十六 科載の
 四十七 科載の
 四十八 科載の
 四十九 科載の
 五十 科載の
 五十一 科載の
 五十二 科載の
 五十三 科載の
 五十四 科載の
 五十五 科載の
 五十六 科載の
 五十七 科載の
 五十八 科載の
 五十九 科載の
 六十 科載の
 六十一 科載の
 六十二 科載の
 六十三 科載の
 六十四 科載の
 六十五 科載の
 六十六 科載の
 六十七 科載の
 六十八 科載の
 六十九 科載の
 七十 科載の
 七十一 科載の
 七十二 科載の
 七十三 科載の
 七十四 科載の
 七十五 科載の
 七十六 科載の
 七十七 科載の
 七十八 科載の
 七十九 科載の
 八十 科載の
 八十一 科載の
 八十二 科載の
 八十三 科載の
 八十四 科載の
 八十五 科載の
 八十六 科載の
 八十七 科載の
 八十八 科載の
 八十九 科載の
 九十 科載の
 九十一 科載の
 九十二 科載の
 九十三 科載の
 九十四 科載の
 九十五 科載の
 九十六 科載の
 九十七 科載の
 九十八 科載の
 九十九 科載の
 一百 科載の

<p>第八事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第八事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第七事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第六事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第五事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第四事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第三事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第二事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>第九事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第八事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第七事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第六事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第五事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第四事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第三事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>	<p>第二事業の損益と総て表示する。額を控除し、他の事業の損益を算入し、その結果を算出する。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

て記載し、又はその主たる種類別の金額を注記する。

第十四条 削除

第十五条 損益計算書の様式は、別表第一号表の例に、損益表第十号表の例による。

第三章 利益金処分計算書又は損失金処理計算書

第二十一条 利益金処分計算書に記載する利益金処分の内容は、

一 当期未処分利益金額

二 利益金準備金

三 配当金

四 役員賞与金

五 任意積立金

六 その他利益

三 利益金の処分方法

二 利益金の処分方法

一 利益金の処分方法

四 利益金の処分方法

一 利益金の処分方法

二 利益金の処分方法

二 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

第二十一条 損益計算書の様式は、別表第一号表の例に、損益表第十号表の例による。

第十四条 削除

第十五条 損益計算書の様式は、別表第一号表の例に、損益表第十号表の例による。

第三章 利益金処分計算書又は損失金処理計算書

第二十一条 利益金処分計算書に記載する利益金処分の内容は、

一 当期未処分利益金額

二 利益金準備金

三 配当金

四 役員賞与金

五 任意積立金

六 その他利益

三 利益金の処分方法

二 利益金の処分方法

一 利益金の処分方法

四 利益金の処分方法

一 利益金の処分方法

二 利益金の処分方法

二 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

一 流動負債

<p>第三十九条 その他無形固定資産として記載すべきもののうち</p>	<p>第三十八条 ア及び八条の無形固定資産は、営業権、借地権、ソフトウェア</p>	<p>第三十七条 削除</p>	<p>3 海運の船舶の出力、航速、航向、航程、航路、航路の距離、航路の時間、航路の費用、航路の利益、航路の損失、航路のその他の事項</p>	<p>2 航路の距離、航路の時間、航路の費用、航路の利益、航路の損失、航路のその他の事項</p>	<p>第三十六条 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>二 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>一 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>第三十五条 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>
-------------------------------------	---	-----------------	---	--	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--

<p>記載する。そのうち、その金額を資産の総額をの百分の一を超えに記す</p>	<p>第四十一条 削除</p>	<p>第四十二条 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>3 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>2 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>第四十三条 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>第四十四条 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>第四十五条 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>	<p>第四十六条 船舶の運賃、船積料、船積料の割引、船積料のその他の事項</p>
---	-----------------	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--	--	--	--

第五十六条第二項に掲げる繰上償還金及び繰上返済金並びに繰上返済金の受取手形は、その受取手形を譲渡したものとみなす。

第五十七條 削除

第五十八條 引当金は、退職給付引当金を、特別修繕引当金を、その他引当金を、それぞれ別に設定し、その用途を明示する。

第五十九條 株主総会が、前項の引当金の設定に必要と認めるときは、その用途を明示する。

第五十九條の二 削除

第五十九條の三 偶発債務は、注記する。

第五十九條の四 受取手形は、その受取手形を譲渡したものとみなす。

第六十條 第四節 資本及び金、債権及び債務の行目及び科目は、その種類及び総数は、注記する。

第六十條 式に依り、前項の金額を注記する。

第六十二條 資本剰余金を、次に掲げる項目の区分に従い、

一 資本剰余金のうち、次に掲げる項目の区分に従い、

一 資本剰余金のうち、次に掲げる項目の区分に従い、

一 資本剰余金のうち、次に掲げる項目の区分に従い、

一 資本剰余金のうち、次に掲げる項目の区分に従い、

一 資本剰余金のうち、次に掲げる項目の区分に従い、

項の規定を準用する。

第六十五條第六十三條の規定は、当該事業年度開始の前日以前に準用する。第六十五條第六十三條の規定は、当該事業年度開始の前日以前に準用する。

第六十六條第四號第一項に規定する純資産額は、前項に規定する純資産額に、商法第二百九十九條第一項に規定する外債の制限額を加算する。

第六十七條第五節の表の様式は、この章に定めるものの外、貸借対照表の勘定科目による。

第六十八條第二項に規定する純資産額は、注記する。

第六十九條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十條第五項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十一條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十二條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十三條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十四條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十五條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十六條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十七條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十八條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十九條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第七十條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第七十一條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

類ごとに注記する。

第六十七條第五節の表の様式は、この章に定めるものの外、貸借対照表の勘定科目による。

第六十八條第二項に規定する純資産額は、注記する。

第六十九條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十條第五項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十一條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十二條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十三條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十四條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十五條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十六條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十七條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十八條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第六十九條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第七十條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第七十一條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第七十二條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

第七十三條第一項に規定する純資産額は、次に掲げるものとする。

四 表 資に 産対当 該事業 総額貸 付年 度末 及び 直前 下その 場の業 合れ年 度の 未 関係業 にお 社度 ける 貸末 付に 関係 明け 会 細る 社

五 表 金の 該事 業年 度末 及び 直前 下その 場の業 合れ年 度の 未 関係業 にお 社度 ける 貸末 付に 関係 明け 会 細る 社

六 表 金の 該事 業年 度末 及び 直前 下その 場の業 合れ年 度の 未 関係業 にお 社度 ける 貸末 付に 関係 明け 会 細る 社

七 表 金の 該事 業年 度末 及び 直前 下その 場の業 合れ年 度の 未 関係業 にお 社度 ける 貸末 付に 関係 明け 会 細る 社

第七 合七 には、 前条 旨の 規定 による。 附属 明細 表の 記載 を 省略 した 場